

光市記者発表資料

令和4年7月6日

件名

第72回“社会を明るくする運動”街頭啓発について

内容

1 目的

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動で、法務省が主唱し、7月を“社会を明るくする運動”の強調月間としています。

また、7月は、内閣府が主唱している「青少年の非行・被害防止全国強調月間」であることから、本市ではこの二つの運動の連携を図って、市内の店舗前で街頭啓発を行います。(令和2・3年度はコロナ禍により中止)

2 統一実施日

日時：令和4年7月12日(火) 日中

場所：市内各地域の9店舗前で、約30分程度、地域のコミュニティ関係者や更生保護団体等が啓発うちわ等の配布による啓発を行います。

店舗：マックスバリュ室積店、アルク光井店、アルク光店(ピーストリート)、秋本勇商店、ミコー、くすり岩崎チェーン小周防店、丸久岩田店、里の厨

※時間等の詳細は下記担当までお問い合わせください。

※「里の厨」は、7月16日(土)午前10時からも行います。

【重点啓発】

市長、市内高校生「社明大使」、警察署長、保護司会長、更生保護女性会長、光市推進委員会委員、コミュニティセンター関係者等が参加して啓発予定

日時：令和4年7月12日(火)午後5時～5時30分(30分程度)

場所：イオン光店(店舗前)

3 啓発内容

啓発物品(うちわ、ティッシュ)等の配布による呼び掛け

4 主催

第72回“社会を明るくする運動”光市推進委員会

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

5 参加者

高校生「社明大使」、光市推進委員会(市長、更生保護関係者、光警察署長、青少年健全育成地区会議、コミュニティセンター関係者)光市

担当 光市市民部人権推進課人権推進係(事務局)

担当：大山 徹

電話：0833-72-1459